

青梅市指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

○青梅市指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例（平成30年条例第19号）

改正後	現行	備考
<p>(管理者) 第4条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。 2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「法施行規則」という。）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でなければならない。<b>ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護専門員を除く。）を前項に規定する管理者とすることができる。</b></p> <p>3 略</p> <p>付 則 (施行期日) 1 略 (管理者にかかる経過措置) 2 <b>令和9年</b>3月31日までの間は、第4条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員（法施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。）を第4条第1項に規定する管理者とすることができる。</p> <p><b>3 令和3年4月1日以降における前項の規定の適用については、前項中「、第4条第2項」とあるのは「令和3年3月31日までに法第46条第1項の指定を受けている事業所（同日において当該事業所における管理者が、法施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でないものに限る。）については、第4条第2項」と、「介護支援専門員（法施行規則第140条の66号第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。）を第4条第1項に規定する」とあるのは「引き続き、令和3年3月31日における管理者である介護支援専門員を」とする。</b></p>	<p>(管理者) 第4条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。 2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「法施行規則」という。）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>付 則 (施行期日) 1 略 (管理者にかかる経過措置) 2 <b>平成33年</b>3月31日までの間は、第4条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員（法施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。）を第4条第1項に規定する管理者とすることができる。</p>	

		<p><b>付 則</b> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	
--	--	--	--